

令和8年度 第3回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和8年8月5日（水）午後4時00分～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）栃木県最低賃金の改正決定について（答申）

（2）栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）

（3）その他

3 閉 会



令和8年8月5日

栃木地方最低賃金審議会

会 長 藤 井 亮 二 殿

栃木地方最低賃金審議会

栃木県最低賃金専門部会

部会長 藤 井 亮 二

栃木県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の栃木県最低賃金（時間額1,004円）は令和6年度の栃木県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

ただし、この金額を提示するに際し、

- 1 政府が掲げる全国平均1,500円の目標を踏まえ、その実現に向けて、地域の実情や経済・雇用情勢を十分勘案しつつ、継続的な最低賃金の引上げに努めるものとする。
- 2 政府等による単年度限りではない継続的な支援を強く要望する。
- 3 労務費を含めた価格転嫁の更なる促進を要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

ふじい りょうじ
藤井 亮二

部会長代理

くろかわ きょうこ
黒川 亨子

おぎわら あきのぶ
荻原 明信

労働者代表委員

いとう まさゆき
伊藤 昌幸

すずき てつや
鈴木 徹也

つむら じゅんこ
津村 淳子

使用者代表委員

いのうえ かよこ
井上 加容子

すずき けんじ
鈴木 健治

ときにわ たけし
時庭 岳士

栃木県最低賃金

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 125円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日

栃木県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 栃木県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,004 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の栃木県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,049 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると栃木県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$1,004 \text{ 円（栃木県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 143,784 \text{ 円}$$

※ 令和 8 年 7 月 10 日付け第 2 回目安小委員会資料「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率。

栃木県最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
1	令和8年7月30日	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 金額改定について
2	令和8年8月3日	1 金額改定について
3	令和8年8月5日	1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文（案）について